

～狭山丘陵を保全するために～

狭山丘陵景観重点地区 ガイドライン（案）

に対する意見を募集します

平成25年10月1日（予定）から、武蔵村山市まちづくり条例の規定に基づき、**狭山丘陵景観重点地区（青梅街道以北）**において**建築行為等**を行う場合は、**景観重点基準**への配慮が義務付けられるとともに、事前の市への届出も義務付けられます。

☞詳しくは、裏面を御覧ください。

そこで市では、狭山丘陵景観重点地区において建築行為等を行う場合の**ガイドライン**の作成を進めております。本年10月（予定）以後は、この**ガイドライン**に沿った建築行為等を行っていただくこととする予定です。

このたび、**ガイドラインの案がまとまりましたので、皆さまからの御意見を募集いたします。**よりよいガイドラインとするため、ぜひ御意見をお寄せください（※意見等に対する個別の回答は行いません）。

意見の提出方法

別紙の「**意見提出様式**」にもれなく御記入の上、**市役所都市計画課**まで次のいずれかの方法により御提出ください。

- ①郵送（〒208-8501武蔵村山市本町1-1-1武蔵村山市都市計画課宛て）
- ②ファクス（ファクス番号：566-4493）
- ③電子メール（アドレス：machidukuri@city.musashimurayama.tokyo.jp）
- ④直接持参

意見の募集期間

平成25年7月12日（金）から26日（金）まで（必着）

意見公募に関する詳細は、別記「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン（案）に関するパブリックコメント実施要領」を御覧ください。

【問い合わせ先】武蔵村山市都市整備部都市計画課 電話（042）565-1111（内線273）

武蔵村山市まちづくり条例による狭山丘陵の保全のための仕組み

平成25年10月（予定）から、**青梅街道以北**（狭山丘陵景観重点地区）で

狭山丘陵景観重点地区の範囲
（図の斜線部分）



建築物等
の建築

建築物等
の色彩の
変更

をする場合は、**基準**（景観重点基準）への適合が必要となります。

市への事前の届出も必要
となります。

◎ 壁・屋根の色

……狭山丘陵の景観と調和した色に

◎ 敷地内の緑化

……敷地内や道路に面する部分をできる限り緑化

◎ かき・さく

……かき・さくを丘陵地の街並みと調和したものに

その具体的な数値基準などを定めるのが、
「**狭山丘陵景観重点地区ガイドライン**」です。

ガイドライン
（案）への
御意見をお寄
せください

武蔵村山市まちづくり条例とは・・・

平成24年4月1日に一部の規定を除き施行された、市の特性を生かした快適なまちづくりを協働して行うことにより、住みがいのある魅力的なまちづくりを推進するための条例です。狭山丘陵の保全に関わる規定については未施行となっており、平成25年10月からの施行を目指しております。☞詳しくは、市のホームページなどを御覧ください。